



30 施参事第 54 号
平成 31 年 3 月 18 日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人施設担当部課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
笠原



学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について（依頼）

学校施設におけるブロック塀等については、平成 30 年 6 月に「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」を実施するとともに、同年 8 月に調査結果を公表したところで※¹。

この度、ブロック塀等の安全対策等の状況について調査を実施しますので、別添「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査実施要領」に基づき、調査票を作成の上、実施要領内に示す各提出先まで提出していただくようお願いします。

学校施設の設置者においては、これまでも速やかに安全点検を完了し、安全対策を実施するようお願いしているところです。引き続き、下記の取組みについて御対応をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、また、都道府県知事においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては、所管の学校に対して、それぞれ周知、依頼するとともに、調査結果の取りまとめをお願いします。

記

1. ブロック塀等の点検※²が完了していない場合、速やかに完了すること。
2. 安全性に問題があると判明したブロック塀等について、速やかに安全対策を完了すること。
3. 学校におけるブロック塀等の安全点検や安全対策等の実施状況に関する情報について、公表に努めること。
4. 安全性に問題があるブロック塀等を有している場合、万が一、撤去や注意喚起、近寄れない措置等の応急対策を実施していない場合には、至急実施すること。

※¹ 「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果及び当面の対応について（通知）」（平成 30 年 8 月 10 日付け 30 施企第 16 号）により、結果及び当面の対応を通知。

※² 外観に基づく点検、及び、外観に基づく点検で安全性に問題があるとされなかったブロック塀等のうち、今後も撤去等の予定がないものの内部の点検。

以上

（本件連絡先）

大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付
施設防災企画係
電話：03-5253-4111（内線 3184）
メール：bousai@mext.go.jp